

第4回 市川市地域自立支援協議会

日時 平成20年10月27日 10:00~12:15

場所 市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1集会室

出席 山崎 朝比奈 磯部 伊藤 井上 宇田川 酒井 柴田 田上 東郷 林 松尾 米村

事務局 竹野 近藤 五十嵐 新正 小泉 渡辺 矢島

欠席 長崎 金子（決算委員会のため）

議事

- 1 開会
- 2 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会との意見交換について
①相談支援部会 ②就労支援部会 ③地域移行部会
- 3 その他
- 4 閉会

- 《資料》
- 1 障害者自立支援法のもとの市川市における新たな相談体制の構築に向けて
 - 2 就労支援部会の報告
 - 3 市川市障害福祉計画（素案）（障害福祉専門分科会資料7）
 - 4 前回の委員の指摘により作成した参考資料

1. 開会

事務局 これより、平成20年度第4回市川市地域自立支援協議会を開催いたします。
本日は課長が決算委員会の関係で欠席です。生活クラブの長崎委員が所用のため欠席です。
議事は、「11月6日の社会福祉審議会専門分科会との意見交換について」からです。
会長お願い致します。

2. 社会福祉審議会障害者福祉分科会との意見交換について

山崎委員 相談支援体制は基幹型センターを中心に整備を行うとい内容で国が資料を出しています。
各ケースを解決するのではなく、各ケースに共通した課題を抽出し、解決に導くという
内容です。

社会福祉審議会専門分科会への報告内容を各部会から報告していただき、その後意見交
換をしたいと思います。はじめに、相談支援部会からお願いいたします。

朝比奈委員 資料のP.25が大きなテーマになっていると思います。また、P.36、38にも相談支援の
ことがあり、虐待や権利擁護も出ています。P.41には、コミュニケーション障害に関わ
る聴覚障害等のことも載っています。P.48は相談支援部会の位置付けを来年度以降の
ように位置づけるか、自立支援協議会の機能をどのようにしていくかという記載があり
ます。相談支援部会としては個別支援から出た課題をどう捉えて仕掛け直していくかを
捉え整理をしたいと考えています。

記述がまとまって整理されていないため分かりにくいということも伝えていこうと思
います。

相談支援部会でまとめたものを、社会福祉審議会専門分科会にも提出させていただき
たいと考えています。

相談支援事業の立ち上げを考えていますが、これは23年度までの計画なので、その後の
体制を考えていかないとはいけません。一箇所のセンターを立ち上げた次の段階に、地域
に密着した利用しやすい相談システムのあり方等、審議会でも整理して考えてほしいで
す。審議会への期待は、障害福祉施策の方向性もありますが、地域福祉計画や高齢者計
画とのすり合わせもあります。

話が少しずれますが、高齢者施策について今年度まで地域包括支援センターが中心ですが、来年度新たに1箇所設け、全部で4箇所になり、そのうち2箇所は民間委託されます。障害者の分野は、高齢者の4箇所体制に、どのようにリンクさせるかということも方向性等を示していただきたいと思います。

国の相談支援事業の中では、基幹型センターの整備、指定相談支援の対象を広げるという話も出てきています。地域ごとの体制を考えていく時に重要で、基幹型センターが立ち上がると、より重要になると思います。

指定相談支援という仕組み自体が果たして何件まで受けられるのかという問題もあります。介護保険は35件ですが、障害では35件も受けられません。どのような仕組みで考えていくのか審議会でも考えていただきたいと思います。中途半端なサテライトではなく基点として相談支援の役割が果たせるようなあり方を考えていきたいと思います。

今後も審議会と連絡体制を取っていきたいということを伝えます。大きくは相談支援の大きな基軸として基幹型センターを立ち上げ、自立支援協議会の仕組みと連結させること、指定相談支援事業者をどのように位置づけるか、具体的な仕組みは後半の課題として取り組み、改めて報告することを伝えます。

山崎委員 ありがとうございます。意見のある方、お願いいたします。

田上委員 指定相談支援事業は、1件8500円という計算なので、何件もやらないと人件費が取れず、国は40件程度扱えば、人件費となると言っているようです。しかし、実際に従事している人は、抱えられるケース数はせいぜい10件だろうと言っています。考え方の根本が違います。相談窓口は常に人がいて、困った時にいつでも行けて相談できるようにしないと本来の意味ではないと思います。その場合、いつ何人来るかかわからなくても、常に人を設置していなければなりません。しかし、国はそこまで考えていないので、市町村でそこまで考えていただかないと、そこで働こうという人がいないと思います。国は財政が逼迫していますが、グループホームの世話人等、人を配置するなら、その人が職業として見なせるようなポジションを考えていかなければならないと思います。国がそのように考えられないのであれば、県や市で考えていただきたいと思います。基幹型センターは国が1箇所くらいは予算措置を考えるでしょうが、サテライトを考えたとき、職業とみなしていないと思います。

山崎委員 将来、地域型といわれるセンターが必要となった時に、どれだけ障害者の生活が変わるかということを証明することでサテライトに影響してくると思います。

朝比奈委員 地域移行支援部会にも関係すると思います。資料5に、公立施設の高齢化の状況を数値で捉えておかないと、先の課題になってしまうと思い、数値を出してもらいました。市川は早期から地域で暮らすという方向性を打ち出してきたので、高齢化が早く来ています。世の中全体が高齢化しているので当然ですが、保護者が後期高齢を迎えます。高齢障害者の地域生活を支えていくには相談支援が重要だと思います。相談といっても、軽く済む方と、重く関わらなければならない方がいて、重く関わらなければならない方は、10人が限度だと思います。

基幹型センターを作ったときに、指定相談支援事業との役割分担を考えていければと思います。全体の生活機能が下がってきた方や単身の方に家事援助が出ていると推測し、資料5に家事援助のみヘルパーの受給者数を出していただきました。増加傾向にありま

す。これからの暮らしの形として、単身、グループホーム、保護者と生活しながらも支援の必要な方が出てくると思います。ヘルパーのみの支援だと、ヘルパーが大きな負担を負わなければならないです。そこに、相談支援が入ることでヘルパー本来の業務に専念できると思います。

宇田川委員 介護分野について、コーディネーターがケアマネに近い役割をしています。1人40人くらい担当しています。重い人から安定した人までいるので、何とかなっていますが、重い方が多くなると難しいです。

田上委員 家事援助のみの支給となっても、実際のヘルパーは家事以外のことをしているのが現実です。悩み事の相談等も対応をされているのではないかと思います。様々な案件が多い人なら対応できません。掃除だけを機械的にやろうと思えばできると思いますが、対人間です。利用者にとって週1回のヘルパーが来ることは、掃除だけの期待ではないと思います。ヘルパーの肩にかかる負担は大きいので、分担できる体制作りが必要です。知的障害の利用人数が低いのは、保護者が家事をしているからです。数年後、保護者のいる方にもヘルパーが入り、家事をすることや相談機関が入ることを考えて欲しいと思います。

朝比奈委員 ヘルパーが1時間1500円の単価で担っている部分で、移動支援の枠で市役所の付き添いをしたり、重心の方では医療的ケアを担っていたり、精神障害ですと、服薬の確認（分包）や見守り、医療へつなぐ事等もしています。ヘルパーの待遇もそうですが、ヘルパーを支える体制作りも必要です。

田上委員 重圧がかかると辞めてしまい、ますます人手不足になります。ある程度の分業を考えるべきだと思います。

松尾委員 指定相談事業について、1件8500円で申請を上げているのは現在4件で、これから4、5件申請する予定です。その全員がヘルパーを利用していますが、他の事業所に頼んだケースもあります。担い手の問題が出ていますが、過重負担になるとこれ以上は無理といわれます。理由として、その裏にある相談や話し相手等の様々な業務があるためです。精神障害の場合、入退院を繰り返したり、不安定な方は週1、2回のヘルパーでは支えきれず、必要に応じて指定相談支援として週3、4回訪問し様子を伺い、サービスの小さな変更があったりします。相談支援の枠組みでそこまですべきかというものもあります。サービスにつながらないケースもあります。事情があればヘルパー利用できるとの事ですが、家族と同居しているためにヘルパーが入れないケースもあります。ニーズがあっても対応するサービスがない人は、相談支援事業で受けざるを得ない状況です。基幹型センターが出来たら、頼みたいことがたくさんあります。

田上委員 すみわけがはっきりしていない状況です。関わっていると情も出てきて、善意で対応していることも多いと思います。何らかの形でカバーしていかないとサービスの質の低下にも繋がります。

以前、措置の時代は知的障害の入所施設にいるために1ヶ月30万くらい掛かっていました。地域で暮らすとなるともっと手厚くないとなりません。今後は支援者1人で何人受け持つかではなく、1人を何人の支援者で支えるかを考えなければならなりません。1件8500円では対応できません。国は措置で逼迫したので、この額にしたのではないかと思います。地域で暮らすために何のサービスがどれくらい必要かということを計

算していないのではないかと感じてしまいます。

また、入所施設は全然減っていません。地域に移行したと言いますが、代わりに他の利用者が入所しています。調査すると実際に地域に移行した実数は 100 人以下です。動きはありますが、実数はこの程度です。地域に受け入れる体制が出来ていないと思います。

松尾委員

国が相談支援の対象者を拡充すると言いますが、グループホームの方は相談支援の対象に入りません。グループホームのサービス管理責任者に任されています。事業所は最低の人員配置でやっています。グループホームは 60 人に 1 人のサービス管理責任者がいますが、60 人もみる事は現実的に無理です。2 年間、ADL を向上するために行う生活訓練にも相談支援はつきません。生活訓練も 60 人に 1 人のサービス管理責任者がいます。このような人員配置では、手厚いサービスが出来るとは思えません。グループホームや生活訓練にもケアマネジメントをつけないと現実的にならないと思います。

山崎委員

松尾委員の発言内容が、自立支援協議会で今後話し合っていくことのように思います。国の現実ケアマネの対象を増やしていこうとしている状態です。非常にリアルで、こういうものが施策に反映されると良いと思います。田上委員の発言通り、本当に地域で暮らすことについて、試算ができていのかは疑問に思います。モデルになるようなケースや家族の暮らしぶりについて、データが多くなれば実態がわかり、不足しているサービス等がわかると思います。

田上委員

データを積み重ねて国に報告し、改善していくしか方法がないと思います。

酒井委員

指定相談事業の申請許可についてですが、相談支援事業の管理者は施設長でも良いので、他の事業と兼務ができると安易に考えている気がします。

障害当事者が、自分で「困っている」と言って相談にくる人はわずかです。ヘルパーや、どこかの事業所が関わっている等つながっていることが多いです。ニーズを掘り起こすには時間も手間もかかります。全ての人に相談支援事業をつけるとなると、人件費が一番かかります。相談の内容よりも、人が動くことでお金に係ることが分かっていないのではないかと思います。サービス計画があがってきたか、移行出来たかではなく、人が行くだけでお金がかかるということを考えていないのは問題です。田上委員の発言通り、善意で対応することを期待している気がします。指定相談支援事業について、申請をきちんとしていかないと共倒れになってしまいます。

山崎委員

全てを担うのがケアマネなのか、誰かに依頼するのがケアマネなのかという問題は続くと思いますが、もう 1 点、介護保険ではサービスを提供する事業所がケアマネをしてよいのかという問題があります。今後事例を元に検討をしていく必要があります。このような議論の経過も伝えていければいいと思います。

次に就労部会の報告をお願いします。

林委員

あさって、第 2 回を特例子会社や中小企業、盲・聾学校の方などを呼んで行う予定です。一般就労について 3 回で行う予定でしたが、ネットワークを作ることが精一杯で少し遅れてしまうと思います。それに伴い、福祉的就労の工賃アップについては更に遅れることを報告します。

P.20 を始めとして、就労が表に出てきているという印象を受けます。P.20～22, 31～33, 46 も関係します。一般就労への促進をというところで、年間一般就労施設で 8 人から 32 人とありますが、これは 1 年間の人数ということでしょうか。

事務局（小泉）これは国の指針で 23 年度において施設を退所し、一般就労する人数を現在の 4 倍を目指すよう示されています。年度ごとに数値は定められています。1 年でこれだけ就職したということであれば、数値を満たしたことになります。

山崎委員 単年度で 32 人の一般就職をするとすると、どのようなサービスがあれば目指せるかを考えていただかないといけません。

林委員 就労継続支援 A 型も数値に入っています。A 型は、最低賃金を守った雇用契約を結び、各県 1 箇所程度しかありません。A 型を検討することになるのかと不安になりました。就労移行事業者の増加もあげていますが、就労する方がいると、日割りなので、その翌月からは収入が減る状況です。しかしアフターフォローもしなければなりません。アクセスとの連携もしますが、アクセスにも限界があります。市にも相談していますがどうしようもなく、今後どうしたらよいのか考えてしまいます。

山崎委員 就職者を増やすのであれば、施設側にもインセンティブが働かないと難しいと思います。

田上委員 授産施設は以前からその問題があります。優秀だが就職されると施設が困るということで就職させないことがありました。国は、就職したら、次の人を入れればよいと考えているかも知れませんが、働ける潜在能力のある人がどれほどいるか、計算すればどれくらいの期間うまくいくがわかるはずですが、そのようなこともなく、国は計画を立てています。

就職後、事業所はどうするのかと問題です。卒業生からピックアップしていくのだろうと考えています。

東郷委員 計画の人数に満たなかった場合、国は計画を見直してくれるのでしょうか。

また、就職したとしても、持続が難しいです。就職させたという実績だけでいいのでしょうか。何年かは就職継続しないと意味がないと思います。

林委員 市川はアクセスがあるのでアフターフォローはお願いしていますが、アクセスもパンク状態です。

朝比奈委員 私は審議会にも出席していますが、この数字については、審議会でもよくわかりません。支援費制度の際はペナルティがありました。この数値ができなくてもペナルティはありません。審議会ではできなかった時にどうするか考える材料になる数値という理解をしました。

山崎委員 できなくて当たり前ではなく、どうしてできないのか、どうすれば出来るのかをきちんと伝えていくべきだと思います。専門に取り組んでいる事業所には特にそれをご提案していただきたいと思います。

限られた人員、限られた予算の中なので、全てに取り組むのは難しいですが、どこから取り組むべきかという優先順位を決めていただきたいと思います。

伊藤委員 優先順位はつけなければならないと思います。

就労支援にアフターフォローは必須なのに、事業所に報酬がつかないのはおかしいです。担当者会議でも取り上げているのがアフターフォローのことで、就労移行事業者の存続の問題も挙がっています。就労促進と同時に事業所の問題にも取り組まないとうまく進まないと思います。

朝比奈委員 審議会でもアフターフォローは重要だと話されています。アクセス開所の初年度は 25 人だった登録者が、今は 140 人を越えています。どこまで膨らんでいけるのかも問題です。

現在、がじゅまるに相談で繋がっている方が、就労を考えた時にどこに結びつけるかはがじゅまるの思いつきの部分があります。就労移行の施設を希望するときに、事業所はどこまでやって、アクセスはどこから関わるのか、相談の流れをまとめられるようなシステム等があるといいと思います。また今後アクセスはアフターフォローに徹するのかが等も考えなければなりません。審議会としても取り上げやすいと思います。入所施設から地域移行した際、1ヶ月の移行加算がつきます。そのような仕組みが就労移行にもあるといいです。

山崎委員 離職しなければ、新たなサービスは発生しません。そのため、就労が持続すれば、経費は減るので、そのことをどう説得するか事務局と話していただきたいと思います。「〇〇をすれば生活保護のお金を減らせる」というモデルを示せば、変わっていくと思います。特に審議会は社会設計を審議しているところなので、話を伝えられるといいです。

酒井委員 29日に行うので、話を進められればよいと思います。P.22にあります、企業側も障害者の雇用に対するいろいろな悩んでいるようですので、これも今後の問題だと思います。就労継続支援A型は必要ですが、出来ませんでした。市にもどうしたらA型になれるか考えてもらわないとなりません。契約の元で最低賃金を守ることは大変なことですし、職員に対しても労基署に入られたら困るようなサービス残業続きの事業所で続くのかと思います。やりたくても出来なかったのに、働きかけられても困りますので検討していただきたいと思います。P.32の最初のところに「生活介護や就労継続支援B型は比較的順調」と書かれていますが、自立支援法の障害区分ですと、ここに当てはまらない人がいます。小規模は何でもありで通っていましたが、仕方なくB型にいて工賃を下げていることもありましたので、比較的順調と書かれていますが順調ではありません。

山崎委員 順調そうに見えますが取りこぼしがあり、順調ではないことを述べたほうが良いです。

酒井委員 P.22に「本市にふさわしい就労支援のあり方を検討する」とありますが、県が調べた数値では、施設の定員に達していないということで就労に関する自立支援法上の事業所数は十分あるということになっています。その中で市川市が小規模事業所に対し、個別支援事業への移行を促すときに何に促すかが重要です。市川市では何がどれくらいあったらいいか検討していただかないと何を増やすかやめるかわからない状態です。各法人で考えるのではなく一緒に考えないと難しいことだと思っています。

事務局（小泉）平成23年度までは自立支援法の移行期間です。市が、移行するよう促してもできないと思います。23年度までは利用者のスクリーニングや経営基盤の安定化もあると思います。国が第2期の計画の中で、充足されてくるサービスとそうでないサービスがあることは考慮しています。千葉県は障害福祉圏域は16で、圏域で数値目標を立てることを考えていましたが、千葉県は計画倒れになるということで、数値目標は立てていません。国は圏域の中で充足させようと考えていたようですが、県や市の考え方も違い、市としても目標を設定しかねています。

田上委員 国は、A型について以前の福祉工場のように目標としていると思います。福祉工場はA型にするよう、求めているのだと思います。それ以外はB型が良いと思います。県内に福祉工場はないので、A型を目指す事業所等がないのは当然です。通所更生、授産、小規模の事業所が、急にA型になるよう言っても無理です。わざわざA型を作る必要はなく、A型の施設を作るなら、一般就労への移行を進めた方がよいと思いますし、今の状

況ではできません。授産の事業所でもそれほどの賃金を払えませんでした。自発的にA型に取り組むという事業所等には進めても良いと思いますが、A型を進めることはできません。

山崎委員 国としてはA型を作るという指針があるので、市としても計画で無視できません。しかし、現実は無理であれば、田上委員の意見通り、就労移行等に積極的に取り組む方が現実的であるということ、審議会に発言したり、事務局に伝えるとA型について目指さなくてもいいのではないかと計画が変わるかもしれません。

田上委員 国は、自立支援法移行の際、福祉工場の数値を見て、この際に、A型に移行すればいいのではないかと安易に考えたのではないかと思います。

山崎委員 事務局としては、計画を作らざるを得ませんが、意見が上がってくれば計画の変更はあり得ると思います。

朝比奈委員 少なくともA型の優先順位は低いと考えていただいていいと思います。

田上委員 p.20のA型の数値目標は0にしてよいと思います。今までなかったものを財源もないのに作れないからです。その代わりにB型を手厚くする等変更すればよいと思います。

事務局（小泉）この素案は、10月23日の審議会で提出したのですが、その前の9月の会議で見込み量を出し、就労人数や他のサービスも下方修正して提案したところ、委員の方から「やる気はあるのか」という意見がありました。そのため、数値目標は高くかかげています。計画目標が達成できなかったとしても、課題をあげるということで、数値目標を上げました。

田上委員 それは逆だと思います。現状では、これしか目標を立てられないと、国に示した方がよいと思います。

山崎委員 A型のように千葉県も無理と言っているものと、ヘルパーのように必要な職種なのに足りないもので、現実を見なければならぬもので、目標を高く設定しなければならない物があるということです。

田上委員 千葉県では福祉職が足りないということで、副知事が先頭で報酬アップについて取り組みをしているそうです。現状では、担い手不足のため、福祉が成り立っていません。予算が低くてもいいという昔からの感覚を引きずっているように感じます。これからは、福祉立国にしていこうという考えがあるのだと思います。そのような考えがあれば、福祉に対する報酬等を手厚くしないといけないという取り組みをしていくべきです。

山崎委員 現実を伝える事は必要です。審議会は目標を高くするという考えがあります。A型についての現実やできない理由等を意見交換の際に言っていただきたいと思います。地域移行に移ります。

松尾委員 準備会を2回行い、3回目を29日に行う予定です。

計画案について、p.20の重点的な取り組みの中に地域移行とは具体的に載っていませんが、計画目標の一つひとつに具体的な数値目標が載っています。この数値は、国の出している計画の中で、市川に住民票がある方の10分の1や、国の目標値を地域割りしたものだと思っています。数値について意見はありません。

前回も的が絞れないとお話しましたが、地域で暮らすということは、この計画目標の全てが含まれると思います。何かのサービスを利用して地域移行を続けます。相談支援も

ケアマネが充実しなければ、生活を支えられません。

全てが地域移行に関わる課題だと思います。テーマを絞って優先順位をつけていくということですが、現在、居住の場のグループホーム等はわかりやすいものになっています。前回、2006年に親の会に対する住まいの場のアンケートを取り上げましたが、23年末までにグループホーム等に入居したいと考えている人は18名となっています。親亡き後の生活の場としても、170名の方がグループホーム等を希望しています。グループホーム等の整備、増し方、担い手の確保等が課題です。

磯部委員

まだ、準備会の段階です。P.20の移行者数の表記については、施設からの移行を想定しています。実際は通所施設に通う方にも、グループホーム等が必要という話も出ていますので、審議会の委員にも知っていただきたいと思います。

先ほど、朝比奈委員に提示していただいた参考資料を見て、審議会の方がどのように感じられたか気になりました。

地域移行支援部会ではまず、グループホーム等を増やすという意見に集約していきたいですが、なぜグループホーム等の暮らしの場が増えないのか明確にしていきたいです。精神障害については、グループホーム等は過渡期として過ごし、地域で一人暮らしを望む人が多いことがわかりました。その為には、サービスの量と質の確保が必要です。サービス提供事業者が持ちこたえられるだけの事業費がないと事業者が育ちません。

これからは知的障害者も単身で暮らす人もいるという前提で考えるべきだと思います。単身生活や家族との生活を考え、次々に作るのではなく、地域での生活を支える支援を考えるべきだと思います。

話がずれますが、日中活動の事業所の事業移行等について共有されていない公立施設があることが移行の関係でわかりました。公・民関係なく、市川に住む人が使う施設の移行を考える際に、その情報が共有されていないことは問題だと思います。知的障害関係はそのような情報共有がされているので次に必要な資源がある程度わかります。障害や民間・公立関係なく、共有して進めるべきだと思うので、連絡協議会のような物があればいいと思います。

山崎委員

知的障害・身体障害はグループホーム等が必要という声が聞こえますが、精神障害はあまり聞こえてこない気がします。諸外国の状況等わかりましたら、お願いします。

事務局（渡辺）

精神障害は、幅が広いので一括するのは難しいですが、比較的、共同生活を長期間続けることを苦手とする人が多いのは確かです。しかし、すぐに単身生活が出来る方も少ないです。松尾委員から発言があったように、過渡期として一時的に利用して、単身生活に移行するというのがこれからの方向性だと思います。

松尾委員

諸先進国では、日本のように大学を出ても実家にいるというのではなく、成人したら独立するという文化が多いので、日本とは比較にならないと思います。

事務局（近藤）

現在、退院促進事業を行っています。各病院で研修会を行っていますが、多い意見は、高齢化が進み、単身のアパートには出づらい、ADLを高めたくても院内では難しい、病院内の施設などは批判が多く難しいという意見です。病院としては、病院と施設の間納的なものがあればいいとの事です。これから、病院における高齢化した精神障害者は特別養護老人ホームには入りにくく、入れるようになれば、違う物が考えられるのではないかと思います。

- 田上委員 団塊の世代の中には、精神障害を患う方も多いのではないかと思います。知的障害の分野でも、入所施設から地域へという動きがあり、自活訓練という制度があります。施設から切り離れた暮らしを体験し、就職へつなげるというものです。世の中に慣れる場所が精神障害の方には必要だと思います。隔離された場所から、急に地域に出されると不安だと思います。
- 柴田委員 安心して地域で暮らせる町が必要だと思います。地域といっても、県外や市外や市内、または施設に行く人もいます。基本的には、市で安心して暮らせる町が一番だと思います。
- 山崎委員 地域移行部会は、数字で現れていることだけでなく、どのような生活をしていきたいと思っているのかと、獲得しなければいけないADL等を合わせた、中間のものを集めればグループホーム等の必要量を出せると思いました。入所施設からグループホーム等に移せばいいという問題ではないことは分かりました。
- 朝比奈委員 途中で意見のあった、事業所の連絡会は21年度に向けて早急に作ってほしいと思います。
- 磯部委員からお話がありましたが、公立の事業移行について、公立施設のことが出てきていません。市の計画は、誰がやるかが大きな課題です。サービス利用計画作成、重度の肢体不自由の方の受け入れ、松香園の移行等、地域とは情報共有されていないのが現状です。公立施設全体で1つの指定相談を取り、ヘルパーと連携して高齢の保護者のバックアップをしていけばいいと思います。そのようなことも含めて、公立施設の今後のあり方検討会を立ち上げて欲しいと思います。その会議に民間も利用者も地域住民も入り、開かれるべきだと思います。現状は公立施設は開かれていないと思います。
- 山崎委員 学校でいうと学校評議会のようなものを作るべきだということですか。
- 朝比奈委員 それもちろんですし、ここ数年、民間へ委託するという話も出てきていますので、どうするのかということも出てきます。公立施設自体も人材も宝の山なので、どうしていくかは大きいです。
- 山崎委員 税を投入したサービス等をどこが責任を担うのかということですので、事務局としての考えも審議会としても意見があると思います。どのように公的なサービスを取り組んでいくか、審議していただきたいと思います。
- 柴田委員 資料について先日の専門分科会では、p.21の就労支援より、p.25の相談支援を最初にもって来るべきではないかという意見がありますが、自立支援協議会としてはどう考えますか。
- 朝比奈委員 審議会の中で優先順位をそこに置くべきだという話が出ました。大事さではなく、まず、そこに取組まないに進まないという優先順位です。
- 田上委員 p.20の囲いの中に1～5まで順番がありました。どのような順番で提案されたのでしょうか。
- 事務局（小泉） この記載の順番は、第1期の障害福祉計画から使用しています。番号は振ってありませんが、優先順位ではありません。
- 山崎委員 書類的な順番であるので、変える事はできるということです。
- 林委員 地域移行について、p.7の自立訓練が計画・実績共に0となっています。P.33の実施は147となっていますが、身体はこれから実績に入るのですか。身体が出てくると思います

が、これが0ということは、市川市の身体障害への支援が遅れているということなので、気になっていました。資料の中でも身体障害についてあまり触れていません。

山崎委員 リハビリの施設整備にかかわるところですか。

林委員 そうです。この辺りも地域生活で考えなければならない所だと思います。

山崎委員 市川の地域リハの体制整備の数字はある程度出ています。それについての記述や説明事項が記載されていないということです。地域リハをどうするかについて、当事者団体の話を聞かなければなりません。皆さんでもう少し読み込んでください。

P.33の下に、「自立支援協議会で協議する」と書かれていますが、唐突です。

田上委員 この数値が0というのは、自立支援法移行前で、かしわい苑のB型通所のことを言っているのではないのでしょうか。この事業は自立支援法に入っていないため0なのではないのでしょうか。p.33の自立機能訓練というのは、うちの利用者ではないのでしょうか。

山崎委員 自立支援協議会でも、それについて協議するのかということがわからないのですが、地域リハに関する記述が少ないのと、サービス整備に関するものについては我々が審議することなのでしょう。

事務局（小泉）訓練系のサービスは期限があるので、機能維持的なリハと就労に向けた訓練について分けて考えなければいけません。機能維持訓練については、モデル事業として11月から障害者地域生活支援センターで実施します。自立支援法上の機能訓練は、千葉リハビリテーションセンターで実施している訓練を想定しています。現在は移行指定サービスを取っていませんので、このあたりが来るのではないかと考えています。次に多いと想定するのが、就労移行か就労継続支援Bへの移行です。数値の7というのも7人が20日ずつ使うと140という計算のみです。

朝比奈委員 11月から行う事業はモデル的なもので、こども発達センターの卒業生だけです。身体機能が麻痺している部分や障害されている部分をどのようにフォローしていくかが、自立支援法に入っている部分と入っていない部分もあり、それも含めて、身体障害の方も柱としてみていかないといけないということを、林委員は言いたかったのではないかと思います。地域移行部会であふれる部分は自立支援協議会に返していただければと思います。

山崎委員 課題と方向性という内容でレポートとしてあげてほしいと思います。それが必要であれば審議会に提出したいと思います。介護でもリハビリには、機能維持の部分と医学的向上の可能性がある部分があることがわかっていますので、わかりやすく見えてくるといいと思います。

3. その他

山崎委員 この自立支援協議会の委員について、このままでいくか増やすかが課題になっています。あとで、時間を取って何うこともあると思いますが、少し意見を伺いたいと思います。小さく生んで大きく育てるとお話がありましたし、20人の範囲内で増えてもいいと思います。

朝比奈委員 大きくという質の部分は各部会が進む中で出来ると思います。本体機能をどうするかという部分は、第二段階に入ってもいいと思います。

柴田委員 作業部会に人数制限はありますか。

- 山崎委員 部会の人数制限はなく、必要に応じて増減可能です。
- 柴田委員 作業部会に出席いただいた方で、この自立支援協議会に入ってくださいの方がいればその方をお願いする形でいいと思います。
- 田上委員 先日の説明会で、身体障害の代表として柴田委員に出席していただいています。身体障害といっても視覚障害・聴覚障害の方の意見が通らないという意見が出ていました。
- 柴田委員 一言で身体障害といっても視覚・聴覚・内部障害等、様々な種類があります。その中から委員を出すということであれば、話し合っ代表を出したいと思います。
- 山崎委員 報告や説明をすると、毎回委員になりたいという意見が出ますが、事務局の方向性を出す時期だと思えますがどのようにお考えでしょうか。
- 事務局（竹野） 報告会の時には、必ず意見が反映されていないという意見があります。障害特性もあり、意見が反映されていないことはわかりますが、すぐに委員として入れることについては検討させていただきたいと思えます。自立支援協議会本会の委員として、当事者を受け入れるか、部会や意見交換会で意見を伺うか、当事者との連絡協議会のようなものを作るか、また、それ以外の医療関係者等についても意見もあると思えますが、課長も含め検討させていただきたいと思えます。
- 山崎委員 次回、事務局の考えが分かると思えます。
- 柴田委員 都合がつかず欠席すると、どのような話がされているのかわからないため、代理出席が認められないということについても議論していただきたいと思えます。
- 朝比奈委員 事業所も自立支援協議会に関わっている所とそうでない所で温度差があり、何かの形で情報を発信していかないと、公立施設にはまったく伝わっていないことも問題です。
- 山崎委員 情報の共有ももちろんですが、議論の過程も伝わらないと、「勝手に作られている」という思いが出てしまうと思えますので、検討していただきたいと思えます。
- 東郷委員 この資料は委員以外に見せても大丈夫ですか。
- 朝比奈委員 大丈夫です。
- 山崎委員 部会からの意見に関して、次の審議会との打ち合わせでどのように伝えるか、ペーパーアウトして伝えていただきたいと思えます。事前に事務局に渡して、齟齬がないようにしていただきたいです。特に計画に関わってきますので、担当の方に誤解なく伝えられるようお願いいたします。
- 事務局（竹野） 審議会との意見交換会には、各部会から1～2名で出席していただきたいと思えますが、どなたが出席されますか？
- 林委員 就労支援部会は伊藤委員と林が出席します。
- 朝比奈委員 地域移行支援部会は松尾委員と磯部委員の2人です。
- 山崎委員 相談支援部会は朝比奈委員と山崎の2人です。
- 事務局（竹野） 合計6人で出席されるということになりました。

4. 閉会

- 事務局（竹野） 自立支援協議会の委員については、次回までに事務局内の意見をまとめられるよう検討いたします。
- 以上で、第4回市川市地域自立支援協議会を終わります。